

広島県告示第二百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が大竹市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる町の区域に編入する旨、大竹市長から届出があつた。

平成二十二年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上 欄		下 欄
位 置	面 積	
大竹市東栄三丁目三五及び四六並びに同市御幸町二二二九の二一に接する地先公有水面	一八、九七九・二七平方メートル	大竹市東栄三丁目